

第2回

一定の病気等に係る運転免許制度の在り方 に関する有識者検討会

参 考 資 料

- 第1回一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会議事概要 【P1】
- 運転適性相談受理等件数の推移(主な病気別)(第1回追加資料5-1) 【P7】
- 鹿沼児童6人クレーン車死亡事故を受けた取組 【P9】
- 免許申請書の「診断書」添付(昭和42年) 【P11】

第1回一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者
検討会議事概要

1 日時

平成24年6月5日（火） 午後4時から午後6時までの間

2 場所

警察庁第7会議室

3 議事概要

(1) 国家公安委員会委員長挨拶、座長選任等

(2) 関係団体ヒアリング

鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会

- ・ 4月9日に大臣に刑法の条文改正と運転免許交付制度の改正を請願したが、その後もてんかんを申告しなかった運転者による事故が発生してしまった。
- ・ てんかんと診断され、交通事故を繰り返し、また、医師から運転に関して忠告を受けていたにも関わらず、自動車（特に大型特殊自動車等）の運転免許を取得・更新ができ、まして、交通事故による刑の執行猶予期間中に新たな免許の取得ができてしまうという、現在の自己申告による免許制度は限界である。
- ・ 警察庁の調査結果（平成23年の申告者数）から見ても、てんかん患者が免許証の更新の際に病状を自己申告している割合は極めて低いと考えられる。
- ・ てんかん患者が運転していけないとは思っていない。ルールを守り、きちんと申告して運転して欲しいと思っている。

- ・ 一日も早く、免許を不正に取得ができない制度を構築し、不正な取得者による交通事故をなくすことこそが、まじめにてんかんと向き合い、一生懸命生きておられる患者に対する偏見をなくすことにつながると考える。
- ・ 自己申告という運転免許制度には限界があるため、医師がてんかんの疑いのある者、てんかんの患者の全てを警察に報告し、警察が免許の取消し、一時停止等の判断をするという医師の通告制度を提案する。
- ・ 二度と同様の悲劇を繰り返さないために、制度の改正が早期に実現されることを切に願う。

(質疑応答)

委員： 一人ずつ今の気持ちを伺いたい。

遺族： 本当に辛い日々を送っている。免許制度の早期改正をお願いしたい。こうしている間にも事故が起きるかもしれないので早期に対応していただきたい。免許制度の改正こそが事故の撲滅に繋がる。

委員： 目指すべきは、安全を確保するためにそれぞれの立場から協力していくことだ。

委員： 自己申告制度にも問題はありますが、一方で医師の通告制度を導入することの問題点も指摘されているので、この会合で検討したい。

委員： 糸口としては自己申告制度をもっと充実させる方法もあると思うが、どう考えるか。

遺族： 申告率が低いことを踏まえれば、自己申告を前提とした免許制度は限界である。

委員： 病気による事故の問題は、免許制度だけでは解決できない。通学路では完全に人と車を分離する、運転者が意識不明になったら自動停止する車の新技術を導入するなどといった全般的な対策の一つとして免許制度を考えていきたい。

委員： 医師には守秘義務があるため通告制度は現在のところは難しい。事故につながる発作を起こす疾患はてんかん以外にも数多く

ある。てんかんの場合だけではなく、他の病気についても通告制度を適用すべきとの考えか。

遺族： 2002年の改正により、絶対的欠格事由から相対的欠格事由となり、それまで運転できなかつた人が運転できるようになった。このときに病気ごとに、このような症状の条件に該当すれば事故を起こさないという免許取得の基準が作られたと思うので、それを確実に守っていただけるような免許制度にすべき。

委員： 医師には法律上守秘義務がある。通告制度には守秘義務との関係で問題があり得ることについてはどう考えるか。

遺族： 医師には守秘義務があり、警察が個人情報を入力することができないのは分かるが、命を奪われた側の立場から言えば、そのようなことは言っていられない。仮にみなさんの御家族が亡くなったときのことを考えれば、そのようなことを言っていられるでしょうか。命に関わる問題であることを考えていただきたい。

委員： 提案の医師の通告制度では、てんかん患者に関する全てを報告することとされているが、全てとは、どのような範囲の人についてのどのような範囲の情報を想定しているのか。

遺族： てんかんの疑いがある人も含め、医師と警察とが共有する病歴のデータベースが必要と考える。鹿沼の事故に関して、裁判にもなった、当該事故の前の人身事故の際、警察が、運転手がてんかん患者であることを知りうることであったなら、免許が取り消され、我々の子供たちは死ななくても済んだと思っている。

社団法人日本てんかん協会

- ・ お願いしたいのは、「病名による差別はしないでいただきたい」「自己申告を促すため、国には運転免許制度の周知徹底に力を入れていただきたい」「運転免許を受けられないてんかん患者が社会参加できる環境作りに配慮願いたい」の3点である。運転免許の問題は多岐にわたるので、全省庁的な取組を是非ともお願いしたい。
- ・ 病状を申告しないことについての罰則を設けることとすれば、運転

の適性がある人にまで処罰対象が広がるなどの問題が考えられる。運転適性がないのに不正に申告して免許を取得した人については、現行の道路交通法でも処罰が可能と考えられる。

- ・ 医師による通報制度を設けることとした場合、患者と医師との信頼関係が損なわれ、免許の取消処分を避けるために患者が治療から遠ざかることなどから、かえって危険な運転者が増えることが危惧される。現在でも、患者・家族以外の第三者の通報を受けた取消処分は、運転適性相談窓口を通して行われている。この方法の活用によれば、危険な運転者を把握することは可能であり、合理的である。
- ・ 一定の病気に係る運転免許制度についてより広く周知すること、病気にかかっている人が免許を失っても生活に不自由することのない社会を作ること、守りやすい法律に改正することによって病状の正確な申告を促すべきである。
- ・ 重大事故を起こした者に対して一律に厳罰に処することとすれば、病気に起因する事故について一定の抑止効果があると考えられる。

(質疑応答)

委員： 患者への周知を推進するとしても、病状の申告に関する自覚が全ての患者に浸透するまでには、時間がかかるのではないかと。

協会： 協会のみでの周知は難しい。更新時講習等の機会を利用しての周知等の協力も仰ぎたい。

委員： 運転の適性がない患者に運転させないように指導するのは医師の責任であるという考え方については、どのように考えるか。

協会： 医師だけに責任を取らせることとすると、多くの医師は治療を避け、一部の医師に患者が集中することとなる。患者を一人一人じっくり説得できるような環境を作るべきである。

委員： 医師による自発的な通報制度を設けることについてはどのように考えるか。「守りやすい法律」への改正を求めるとは、どういうことか。

協会： 医師だけに通報の義務を課すことには反対である。米国アリゾ

ナ州では、医師に限らずあらゆる人が通報できる制度となっている。しかしながら、密告が制度化された社会には反対である。また、「守りやすい法律」とは、運転が禁止される期間を治療の状況や症状に応じて変えるなど今日におけるてんかん治療を反映させたものにしたり、免許の再取得を容易にしたりするなど柔軟な対応ができる制度を求めるという趣旨。

委員： 抗てんかん薬の注意事項には、服用中の患者には運転をしないよう注意するというものがあるが、このような患者への対応についてはどのように考えるか。

協会： 発作が無くとも、薬の副作用により安全な運転ができない場合には、運転をさせるべきではないと考える。

委員： 医師の報告がなければ把握が困難という事実がある。病状を申告させることについて、医師に法律上の役割を持たせるべきではないか。

協会： 通報については全市民が責任を負うべきであり、現状でも警察は第三者の通報を受け付けている。現行制度で十分と考える。

委員： 免許を取り消された患者だけではなく、事故の遺族も精神的苦痛により生活に大きな支障をきたしていることについてどう考えるか。

協会： 大変気の毒なことである。しかし、正確な申告をしないわずかな患者のために、多数の者に影響を与える制度改正をすることについては慎重に考えるべきである。

委員： 免許を失った患者にとって、就職が困難となること以外の大きな問題はどうか。

協会： 過疎地域では公共交通機関が発達していないため、仕事に行けない、移動ができないという問題が大きい。

委員： 全市民に通報の責任があるとすると、医師が通報することとした方が、運転の適性がない患者のみを的確に把握でき、協会の考え方になじむのではないか。

協会： 医師のみでなく、家族等患者の周囲の者も症状を把握している

ことを考えれば、誰でも警察に通報できる現行制度を活用するべきである。

(3) 資料説明（警察庁）

- ・ 一定の病気等に係る運転免許制度の現状について説明
- ・ 一定の病気等に起因する交通事故の発生状況について説明

4 次回検討会の日程等

日程：平成24年6月26日（火） 午後4時開始予定

（場所：警察庁第14会議室（警察総合庁舎4階））

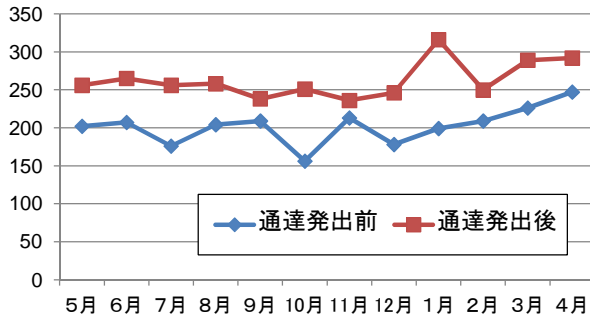
運転適性相談受理事件数の推移(主な病気別)

資料5-1

1 統合失調症

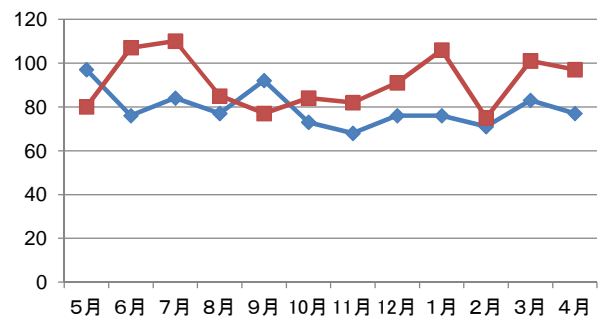
(1) 運転適性相談受理事件数

通達発出前 2,426件
通達発出後 3,153件【前年比30.0%増】



(2) 「病気の症状等申告欄」による申告件数

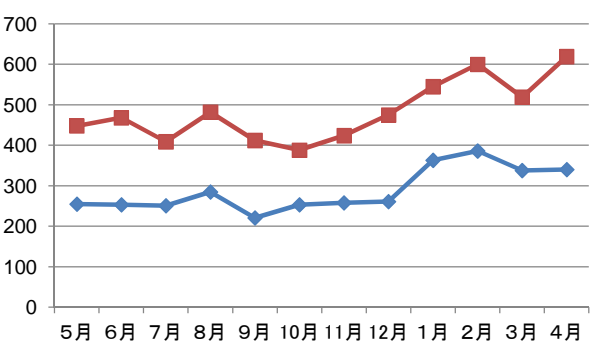
通達発出前 950件
通達発出後 1,095件【前年比15.3%増】



2 てんかん

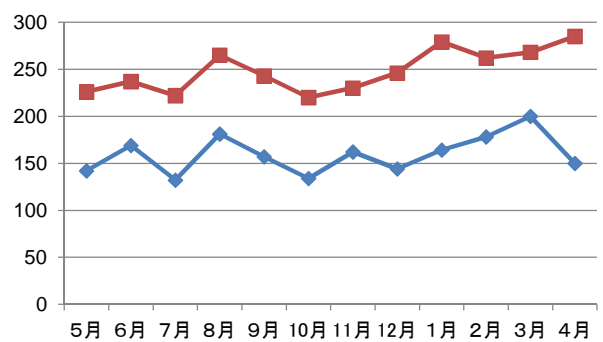
(1) 運転適性相談受理事件数

通達発出前 3,464件
通達発出後 5,789件【前年比67.1%増】



(2) 「病気の症状等申告欄」による申告件数

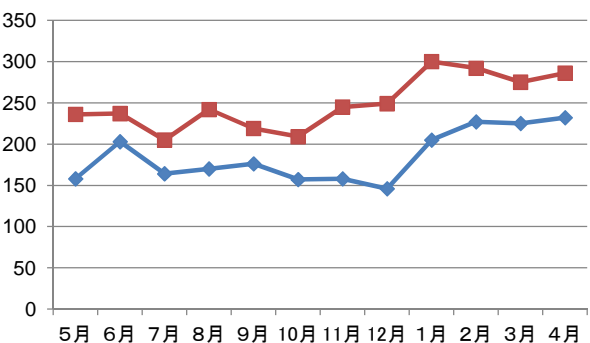
通達発出前 1,913件
通達発出後 2,983件【前年比55.9%増】



3 再発性の失神

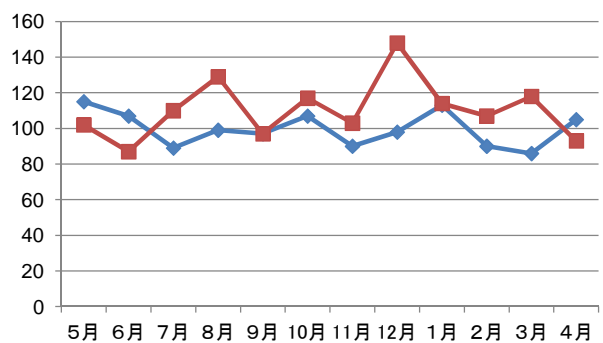
(1) 運転適性相談受理事件数

通達発出前 2,221件
通達発出後 2,995件【前年比34.8%増】



(2) 「病気の症状等申告欄」による申告件数

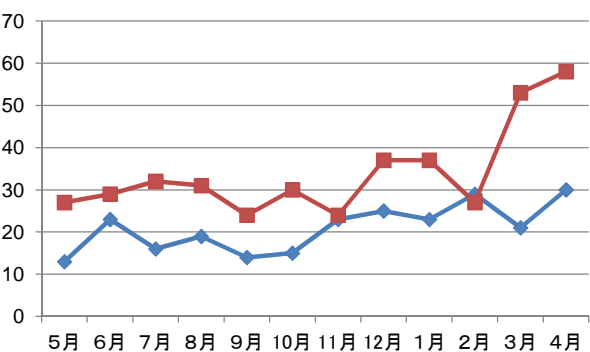
通達発出前 1,196件
通達発出後 1,325件【前年比10.8%増】



4 無自覚性の低血糖症

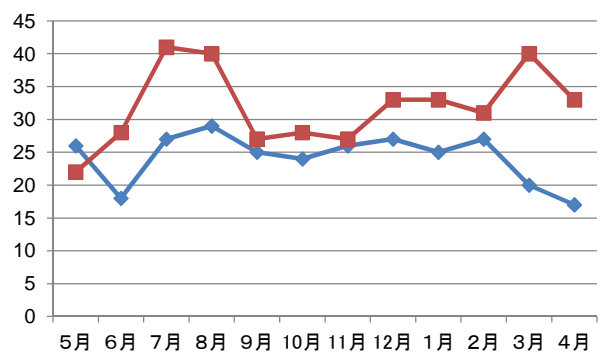
(1) 運転適性相談受理事件数

通達発出前 251件
通達発出後 409件【前年比62.9%増】



(2) 「病気の症状等申告欄」による申告件数

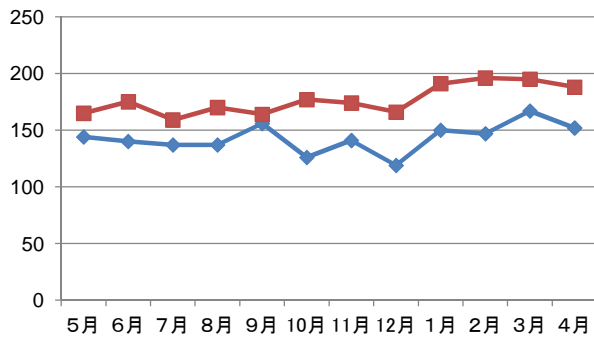
通達発出前 291件
通達発出後 383件【前年比31.6%増】



5 そううつ病

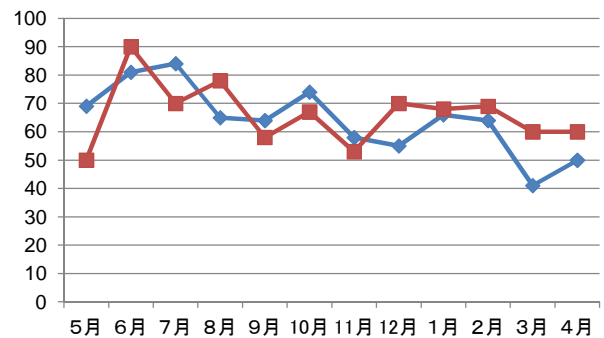
(1) 運転適性相談受案件数

通達発出前 1,716件
通達発出後 2,120件【前年比23.5%増】



(2) 「病気の症状等申告欄」による申告件数

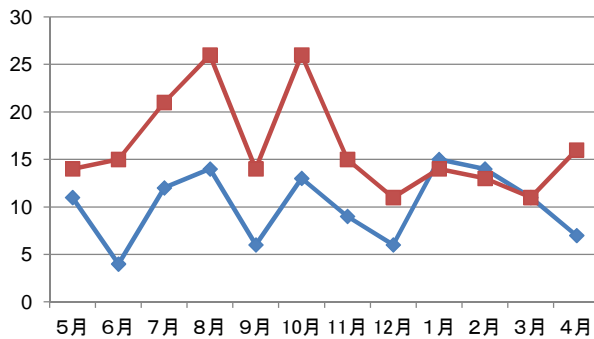
通達発出前 771件
通達発出後 793件【前年比2.9%増】



6 睡眠障害

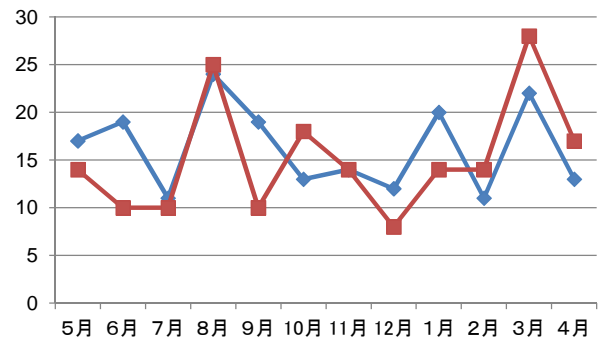
(1) 運転適性相談受案件数

通達発出前 122件
通達発出後 196件【前年比60.7%増】



(2) 「病気の症状等申告欄」による申告件数

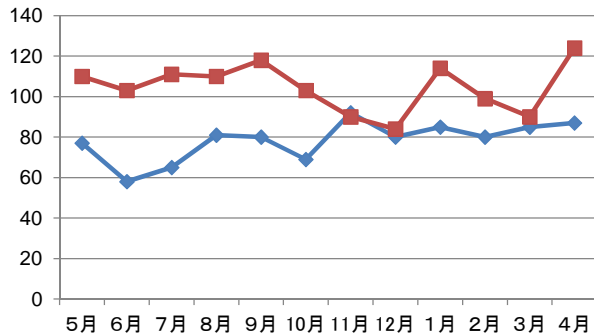
通達発出前 195件
通達発出後 182件【前年比6.7%減】



7 認知症

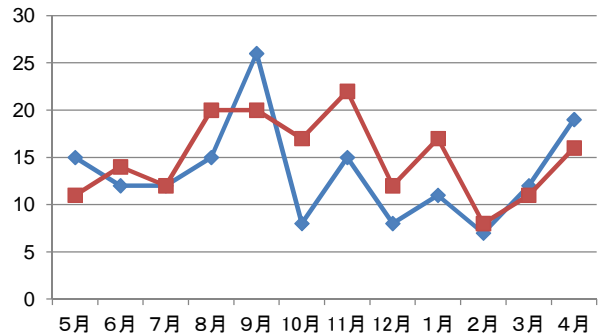
(1) 運転適性相談受案件数

通達発出前 939件
通達発出後 1,256件【前年比33.8%増】



(2) 「病気の症状等申告欄」による申告件数

通達発出前 160件
通達発出後 180件【前年比11.2%増】



※ 通達とは、「一定の病気にかかっている者等に係る運転免許手続及び事故捜査における留意事項について」(平成23年5月9日付け警察著右丙運発第117号ほか)をいう。

※ 通達発出前1年間とは、平成22年5月から平成23年4月までの間をいう。

※ 通達発出後1年間とは、平成23年5月から平成24年4月までの間をいう。

鹿沼児童6人クレーン車死亡事故を受けた取組

適正な申告を促すための取組

都道府県警察に対する指示

運転適性相談の確実な実施

- ・ 問い合わせに対する適切な対応の推進
- ・ 運転適性相談に関する周知の徹底
- ・ 相談窓口の態勢整備
- ・ 関係団体との連携の徹底



○ 平成23年度運転適性相談専科教養の実施(H23.6.6~6.10)
講義テーマ

「一定の病気と自動車等の運転との関係」
(各病気の専門家を招致し講義を受講)

認知症、てんかん、不整脈、糖尿病、脳卒中、睡眠障害、統合失調症、そううつ病、薬物中毒、アルコール中毒

申告欄による正確な申告を促すための工夫等

- ・ 申告欄の記載例の備付け
- ・ 申告が必要であることを周知するポスターの掲示



適正な申告を促すための取組

関係団体に対する協力依頼

日本てんかん協会・日本てんかん学会・日本医師会へ以下の事項を会員・患者に周知するよう依頼

- ・ 免許を取得する前に、必要に応じて、警察に相談すること
- ・ 免許の申請時又は更新申請時に、病状等を正確に申告すること
- ・ 自動車等の運転に支障がある場合には、運転を控えること

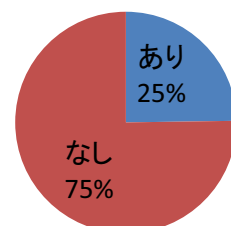
日本てんかん協会の作成したポスター(H23.8月) → 日本てんかん学会関係の病院等全国2,000か所に掲示

不自然な供述をする者に対する捜査の徹底等

以下の事項について、都道府県警察に対して指示

- ・ 交通事故時に供述が不自然である場合には、事故の背景に一定の病気がある可能性を念頭に通院歴等の捜査を徹底すること

一定の病気等に起因する交通事故における第1当事者の過去の事故歴



運転不適格者に対する取消処分等の確実な実施

- ・ 事故捜査担当と行政処分担当との連携の徹底

栃木県警
物件事故情報管理システム(H24.3.30運用開始)
等



H19~23年中有無が確認できたもの(701人中646人)の割合

鹿沼児童6人クレーン車死亡事故以降の取組(H24)

運転適性相談の活用促進

都道府県警察に対する指示

(平成24年5月17日通達)

運転適性相談の周知の再徹底

- ・ 本人及び家族等に対する運転適性相談の活用等に関する周知
- ・ 関係団体との更なる連携

更新時講習に配付する教本
(表) (裏)



ご存じですか？
運転適性相談

ご家族の方から
のご相談も
受け付けております

ご家族の方から
のご相談も受け
付けております

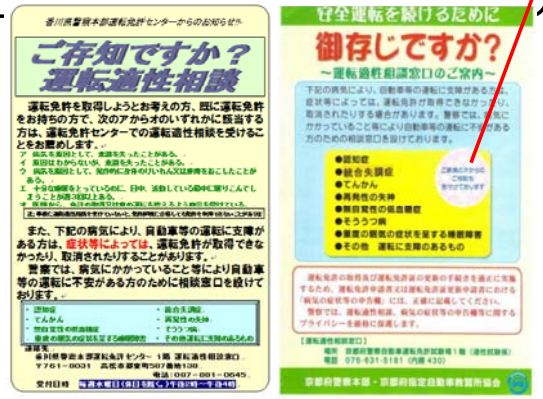
事故捜査担当と行政処分担当の連携等

都道府県警察に対する指示

(平成24年2月3日通達)

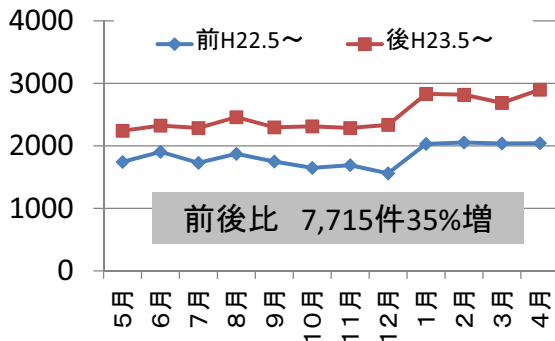
運転不適格者の早期発見と的確な処分

- ・ 迅速かつ的確な臨時適性検査の実施
- ・ 病気が疑われる事故把握時の通報

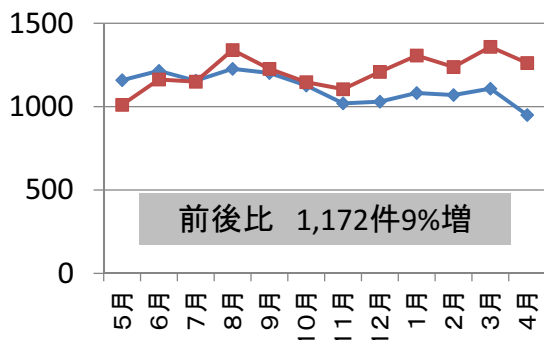


適正な申告を促すための取組効果

運転適性相談件数の月別対比



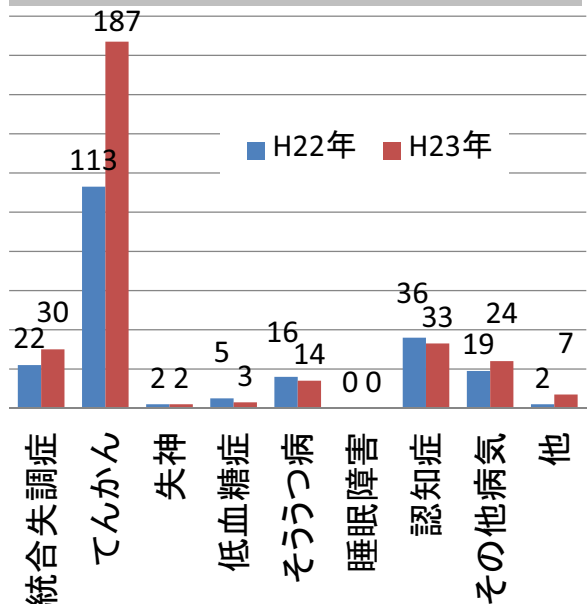
病状等申告件数の月別対比



捜査の徹底等の効果

病気別処分件数のうち端緒が交通事故

- 交通事故を端緒とする処分件数
- ・ 平成22年 215件(全処分1,316件の16%)
- ・ 平成23年 300件(全処分1,731件の17%)
- ※ 前年比 85件(40%)増



免許申請書の「診断書」添付（昭和42年）

昭和42年総理府令第1号により

道路交通法施行規則の一部改正（昭和42年4月1日施行） …… 第3号の追加

（免許申請書）

第17条

第1項 法第89条の総理府令で定める様式は、別記様式第12のとおりとする。

第2項 前項の様式の免許申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付（第二号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

第1号 運転免許を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住民登録法の適用を受ける者である場合にあっては、同法第3条に規定する住民票の抄本

第2号 免許申請者が住民登録法の適用を受けない者である場合にあっては、外国人登録法第5条第1項に規定する登録証明書、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類

第3号 免許申請者が精神病患者、精神薄弱者、てんかん病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書で、申請前6月以内に受けた診断に基づくもの（以下「診断書」という。）

第4号 免許申請者が第二種運転免許を受けようとする者である場合にあっては、別記様式第13の運転経歴書

第5号～（略）

第3項、第4項（略）

昭和43年総理府令第8号により

道路交通法施行規則の一部改正（昭和43年3月1日施行） …… 第3号の削除

（免許申請書）

第17条

第1項 法第89条の総理府令で定める様式は、別記様式第12のとおりとする。

第2項 前項の様式の免許申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付（第二号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

第1号 運転免許を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住民登録法の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

第2号 免許申請者が住民登録法の適用を受けない者である場合にあっては、外国人登録法第5条第1項に規定する登録証明書、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類

第3号 免許申請者が大型自動車を受けようとする者又は第二種運転免許を受けようとする者である場合にあっては、別記様式第13の運転経歴書

第4号～（略）

第3項、第4項（略）